書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０６０号
東京都港区愛宕２丁目５番１号
清算株式会社　株式会社Ａ－Ｄｉｇｉｔａｌ
代表清算人　紫牟田慶輝
１　決定年月日　令和７年９月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第５号
東京都大田区田園調布５丁目53番16号
清算株式会社　石丸商店株式会社（旧株式会社デフィ）
代表清算人　石丸　良弘
１　決定年月日　令和７年９月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
佐賀地方裁判所

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０３８号
東京都千代田区麹町３丁目３番地　ＫＤＸ麹町ビル４階
清算株式会社　株式会社正学社
代表清算人　上野　安夫
１　決定年月日　令和７年９月３日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
清算株式会社は、協定債権者から、協定債権のうち、令和７年１月２日以降の利息及び遅延損害金については、本協定の認可決定が確定した日に全額免除を受ける。
２　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第２　弁済及び免除
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定後１ヵ月以内に、特別清算申立日時点の資産である100万円を各協定債権者の債権額按分にて弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、各協定債権者に対し、必要な費用を控除した残額を弁済する。
この場合、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始